

○地方独立行政法人神戸市民病院機構 個人情報保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）が神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。）第2条第4号の規定による実施機関として条例を運用するにあたり第38条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例及び神戸市個人情報保護条例施行規則（平成10年3月神戸市規則第80号。以下「条例施行規則」という。）の例による。

(個人情報を保護するために必要な措置)

第3条 理事長は、条例施行規則第5条第1項第3号に掲げるもののほか、必要に応じて契約書等に次掲げる事項を明記するように努めなければならない。

- (1) 個人情報の収集の制限に関する事
- (2) 個人情報の搬送に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

(請求書の提出先)

第4条 条例第18条第1項の規定による請求書は、法人のほか、神戸市市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課にも提出することができる。

(開示の実施)

第5条 条例第20条第1項の規定による個人情報の開示は、理事長が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 前項の場合においては、個人情報の開示を受ける者は、当該個人情報が記録されている物を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 理事長は、前項の規定に違反する者に対し、当該個人情報が記録されている物の閲覧を中止させることができる。

(交付に要する費用の負担)

第6条 条例第34条第2項に規定する交付に要する費用の負担は、当該交付を受ける前にしなければならない。

- 2 条例第34条第2項に規定する費用の額は、条例施行規則第13条第2項による神戸市長が定める額と同額とする。

(個人情報の取り扱い)

第7条 法人が保有する個人情報に関しては、条例第6条から第14条の規定に基づき適正に取り扱わなければならない。

- 2 各病院が業務において収集した個人情報については、各病院で定めている個人情報保護に関する基本方針に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- 3 患者の診療行為等で、法人内の病院間において患者の個人情報を相互に取り扱う場合は、関連する規程等を遵守し、必要な範囲で適正に取り扱わなければならない。

(神戸市個人情報保護審議会への諮問手続き)

第8条 条例の規定に基づき、神戸市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への諮問が必要となった場合は、その事務手続きの窓口を法人本部経営企画室総務課とし、法人として諮問手続きを行うものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。